国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

子どもが発する声等に関する質問主意書（中根康浩提出）

「竹島の日」記念式典に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

会議

二月二十六日（木曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

二月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問主意書（安井美沙子提出）（第四〇号）

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四一号）

質問主意書転送

二月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三七号）

北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第三八号）

教科書検定の権限に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三九号）

議決通知

二月二十五日本院は、総合科学技術・イノベーション会議議員に久間和生、原山優子、内山田竹志及び橋本和仁を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、再就職等監視委員会委員長に大橋寛明を、同委員に伊東研祐、篠原文也、尾花眞理子及び笠京子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、預金保険機構理事長に三國谷勝範を、同理事に久田高正及び髙口秀章を、同監事に町田恵美を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎、髙橋寿一、牛尾陽子、牧原出及び渡井理佳子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、電波監理審議会委員に吉田進及び松崎陽子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に井伊雅子、森下俊三、本田勝彦及び佐藤友美子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代及び増田暢也を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に原田泰を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規及び東郷眞子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に印南一路及び西村万里子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、社会保険審査会委員に吉弘敦子、森俊介及び後藤昭夫を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央労働委員会公益委員に諏訪康雄、三輪和雄、森戸英幸、鹿野菜穂子、鎌田耕一、木本洋子、両角道代、中窪裕也、仁田道夫、沖野眞已、植村京子、藤重由美子、山川隆一、山下友信及び山本眞弓を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和弘、山内弘隆、辰巳菊子、山地憲治及び髙村ゆかりを任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に佐藤浩、佐々木隆一郎及び石井彰を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

皇室事項

御祝電及び御答電

天皇陛下御即位二十六年に際し、二月三日モルドバ国大統領閣下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し同月二十四日御答電を発せられた。

建国記念の日に際し、二月十一日ロソボ国大統領閣下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し同月二十三日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、平成27年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

平成27年2月27日　防衛大臣　中谷　元

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

2　応募手続

(1)　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162－8801　東京都新宿区市谷本村町5－1

電話番号：03－3268－3111（代表）（内線20755）

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本トランスオーシャン航空乗員組合から、賃金等の要求に関して、平成27年3月2日以降、同組合の組合員が従事する日本トランスオーシャン航空株式会社の全職場（東京都、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年2月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ANA乗員組合から、機長昇格に関する要求に関して、平成27年3月3日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、広島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年2月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久